

② 合併浄化槽設置補助金制度の補助対象地域が拡大されます

問 下水道課(内線 71130)

4月1日から、公共下水道認可区域内でも公共下水道未整備区域であれば、合併浄化槽設置補助金の対象となります。今回の変更により、公共下水道が整備されておらず公共下水道に接続できない方は、合併浄化槽設置補助金の対象となります。

補助の対象地域

- ・公共下水道事業認可区域外
 - ・公共下水道事業認可区域内の公共下水道未整備区域
- ※農業集落排水事業処理区域は補助対象外となります。



詳しくはこちら

③ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市資源循環課(内線129) 市下水道課(内線71112)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4000 県環境対策課 Tel 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるため、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律で義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆様のご協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導にうかがう場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

④ 水道加入金を一部減免する制度を開始します

問 水道課(内線 71231)

水道普及率の向上のため、水道加入金を一部減免する「茨城県水道普及促進支援事業」を活用した減免制度を実施します。

対象 住宅で生活用水として新規に水道の加入申し込みをする方

減免額 住宅1件につき 30,000円(税込)

申込方法 減免申請書を提出してください。給水装置工事申請書の内容を審査した後に、減免決定となります。

申込期間 4月1日(月)～令和8年3月31日(火)(予定)



詳しくはこちら